

令和6年度 第6回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 会議録	
日 時	令和7年1月27日(月) 13時30分～16時40分
開 催 場 所	豊岡小学校
出 席 者	委員 : 6名(委員については、入札公告時に示します。) 事業所管課等: 財政局ファシリティマネジメント推進課 森地課長、濱田係長、ほか 教育委員会事務局教育施設課 倉本課長、水橋係長 教育委員会事務局教育政策推進課 高柳課長 教育委員会事務局中央図書館企画運営課 小田川課長 教育委員会事務局小中学校企画課 宮城係長 市民局市民協働推進課 倉形係長 こども青少年局保育・教育支援課 高田係長 こども青少年局子育て支援課 東係長 こども青少年局放課後児童育成課 八島係長 鶴見区地域振興課 妹尾係長 鶴見区こども家庭支援課 齋藤課長 事務局 : 政策経営局共創推進課 高岡課長、巽係長、ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	議事 (仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針の検討について(審議)
議 事 概 要 (要 旨)	【会議の成立、委員会の運営について】 委員出席数が過半数の定足数を満たし会議が成立していることを確認した。 また、本件審議にかかる一連の会議については、事前承諾のとおり、適正な競争の確保及び企業ノウハウの保護等をふまえ「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき非公開とし、会議における調査審議の経過及び結果は公表することを確認した。 (委員一同、意見なし) 【(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針の検討について(審議)】 ■事業所管課から、資料により実施方針(案)等について説明のうえ検討を行った。 【委員】 実施方針P.5の(b)運營業務について、駐車場管理運營業務に関する番号の誤記を修正すること。また、飲食機能業務について、小学校には給食室があるが、これは直営で実施するのか。他都市事例では、学校に給食を供与する一方で、給食室の調理場や食材を有効活用し、市民や市外部からの来場者に地元の食材を使った食事

を提供している事業がある。これは、子どもの数が減っても安定した食事を提供して収益基盤を確立できるといったやり方であるが、本事業はあくまでも給食の提供は直営で実施し、飲食機能業務に関しては別途PFI事業者が実施する、ということであるか。

【事業所管課】

飲食機能業務については、市民利用施設の方でカフェやワゴン販売などで飲食を提供することを想定しており、小学校の給食は別途直営で実施する。

【委員】

その場合、あまり大きな調理場スペースは確保できないため、提供できる飲食がかなり限定的になることが想定される。

【事業所管課】

ご指摘のとおり、コーヒーや軽食といった程度のものを提供できる設備要件を想定している。

【委員】

承知した。独立採算業務に関連し、先日第5回委員会で実施した戸塚区総合庁舎事業の手法効果検証のなかで、食堂業務に関する独立採算事業については、食堂の運営時間を市役所等の開庁時間と同じ時間に設定する要求水準になっていたが、ある程度は集客が見込める時間帯や曜日、時期といったものの自由度を設定しないと、事業者は収益を上げることが出来ず参画しづらい部分がある。

これをふまえ、運営時間などについて、実施方針や要求水準書にはどのように示されているか。

【事業所管課】

要求水準書で示している管理・運営時間については「PFI事業者の提案とし、市との協議の上決定する」としており、市側からは特段示していない。

【委員】

単純に提案にすべて委ねるとなると、基本的にはできるだけ運営しない方が人件費もかからないため、市が想定したものと違う形の提案がなされる懸念がある。運営時間については、ある程度の最低ラインは引かないといけないのではないか。

【事業所管課】

今回、飲食機能については特に提供方法を指定していない。カフェ、日替わりで入れ替わるワゴン販売、無人で飲食を供給する機械設備の導入など、提案内容によってその運営時間が異なってくると考えている。

このような考え方と、市民利用施設に来る方がご利用されることを想定し、それ

を踏まえて市と協議していただくという趣旨でこのような記載とした。

【委員】

図書館機能については、小学校の学校図書館と今回集約する市立図書館とを一体で使えるようにするのか、あくまでも学校図書館は独立した図書館とするのか。学校図書館は地域の小学生向けであって、その年齢の皆さんには使いやすいと思われるため、仕切りなどによって市立図書館とうまく合築することで双方の図書館が効率的に使えると考えるが、どのような想定であるか。

【事業所管課】

まず、市立図書館とは別に学校図書館を作る。市立図書館と学校図書館を隣接させることで一体的に使えるようにするという方法もある。一方、建物全体の平面や断面構成をうまく配置する必要があること、また、小学校児童にとって学校図書館が使いやすい場所にあるということが大切であるため、要求水準書の設計の条件としては、市立図書館と学校図書館を隣接させるといった条件にはせず、提案に委ねることを想定している。

【委員】

図書館の司書は、市とPFI事業者のどちらが配置するのか。

【事業所管課】

図書館の司書は、横浜市が配置する。

【委員】

ただいまのご意見に関連し、学校図書館と市立図書館の住み分けについては、図書館の目的と機能が違うこと、またセキュリティにも配慮する必要があることから、しっかりと分けた方が良いと考える。

また、実施方針P.18「(2)各業務に当たる者の資格要件」に「延床面積が3,000平方メートル以上の図書館」とある。例えば、実績として大学図書館だけ設計している場合と公共図書館を設計している場合では変わってくると思うが、図書館の種別は問わないということか。

【事業所管課】

特に、市立図書館に限定しては考えていない。設計者の条件として、公共図書館に限らず、大学の図書館であっても図書館の設計を経験していることが大切であると考えている。また、市内でも公共の図書館を設計した事例がここ最近無いことをふまえ、公募の門を広げる意味でもあまり限定しすぎない条件とした。

【委員】

しっかり考えられているということで理解した。

【委員】

ただいまのご指摘と関連し、設計業務については「複数者で参加する場合には参加者全員の実績を合算できる」という説明であったが、例えば、その複数者のなかに全く実績が無い企業が参加していたとしても問題がないのか。

【事業所管課】

他の参加企業に実績があれば問題はない。

【委員】

同じく、実施方針 P. 18 以降で「令和〇〇年度横浜市一般競争入札有資格者名簿」といった記載があるが、数字の記載が必要ではないか。

【事業所管課】

ご指摘をふまえて修正する。

【委員】

要求水準書 P. 28 「2. 3. 6. 安全・防災・防犯計画 (2)安全」に関し、「窓の開口は安全を考慮し 10 センチメートル以上開かないようにすること」と示されているが、このような条件としているのはなぜか。

確かに、既存施設の安全を守る場合には、引き違い窓が 10 センチメートル以上開かないようにストッパーを付けることがあるが、本事業のように新しく施設を造る時には、安全に考慮するという目的がはっきりしていることをふまえ、既存施設の対応の仕方を前提としたような条件設定とせず、その目的に見合った提案であれば別の工夫があっても良いのではないか。

【事業所管課】

教育委員会で建て替えをしているほとんどの学校には、バルコニーが設置してある。児童の安全を考慮して、新築の学校であってもストッパーを設置して管理をしているため、このような状況をふまえて要求水準書に設定した。

【委員長】

ただいまのご意見は、安全を考慮するには 10 センチメートル以上開かないようにするといったことだけでなく、他にも色々な工夫が考えられるため、ここまで限定的な条件とする必要があるのかどうか、といった趣旨である。

【事業所管課】

ご指摘をふまえ、条件があまり限定的にならないよう記載内容を検討する。

【委員】

2点あり、まず1点目であるが要求水準書 P. 52 「2. 9. 2. 電気設備計画の要求水準

(7)太陽光発電設備」については、複合施設の屋上全体に設置するイメージであるか。

【事業所管課】

複合施設の屋上全体のうち、空いてるスペースに設置するイメージである。

【委員】

空いてるスペースとは、その設置の面積はもう決まっているのか。

【事業所管課】

太陽光発電の設置面積については決まりがなく、設置できる範囲で設置することを想定している。

【委員】

設置はしなければならない、ということであるか。

【事業所管課】

ご指摘のとおりである。

【委員】

その場合、敷地周辺に高い建物があるため、太陽光パネルを設置した事による照り返しが居住地域やビルにおよび、近隣から苦情が来るのではないか。照り返しの範囲などはすでに調査済みということか。

【事業所管課】

具体的に敷地周辺のマンション等とは協議をしていないが、現状、商業地域で建物の高さが31メートルの制限の地域であるため、本事業の建物もその程度の高さになるものと想定している。周辺のマンションも同じような高さであるため、照り返しによる支障はあまり想定していない。

【委員】

その場合、もし近隣から照り返しによる苦情があった場合のリスクは、市が負担するということであるか。

【事業所管課】

ご指摘のとおり、太陽光発電の設置を義務付けた市のリスクになると考える。

【委員】

もう1点、要求水準書P.95「7.2.8.安全管理業務 (1)業務の内容」に関して、本事業のような複合施設の1つの良い面としては、警備機能を共有できるという部

分があり、昨今は非常に凶悪犯罪が増えていることもあるため、この警備機能は重要ではないかと考える。

そこで「小学校については、人員（教職員等）の不在時は常に機械警備とすること」と示されているが、不在時の定義が分かりづらいと感じた。これは機械警備に限定し、警備員等を配置してはいけないということであるか。例えば、登下校時、特に下校時については帰宅時間がかなりずれることが想定されるため、弱者である子どもを保護するという観点から、この時間帯は特に人的な警備が重要ではないかと考える。

一方、市民利用施設側では色々な職員が配置されていて監視の目が届くことをふまえると、小学校に比べると警備はそこまで配置しなくても良いと感じるが、この要求水準の意図はなにか。

【事業所管課】

この条件は、基本的に年末年始や夏休みの期間中の教職員や子供達が居ない状態について機械警備とする、といったことを表現したい意図で記載した。

このため、学校が休校の時に必ず機械警備をかけておける状態とする、といった意味であるが、分かりやすく伝わるように表現を修正する。

【委員】

要求水準書 P. 98 「8. 1. 2. 施設全体における運營業務の全体像 図表 26」において、市と P F I 事業者の両方に丸が付いている業務については、「役割分担は取組や企画内容に応じて適宜市と協議すること」と示されているが、そのような案件が生じた場合のルールや意思決定方法が明確に示されておらず、対応方法が分かりにくい。

例えば、P. 101 「8. 1. 5 実施体制 (3) 会議体の設置」では、「開催方法や議論の手法等について適宜提案すること」と示されているが、意思決定や協議の仕方に関するルールについて、何か想定しているものがあるか。

【事業所管課】

要求水準書 P. 99 「図表 27」に役割分担案を記載している。意思決定については、企画提案を発した側が主体的に決めていくこととなると考えている。企画提案を双方の役割としているのは、市・P F I 事業者の双方が連携して実施していくという意図を伝えたく、「図表 27」の表現とした。

【委員】

「図表 27」に示されている「連絡会」であるが、役割分担が不明確であるために、必要な対応に遅れが生じる可能性も考えられ、また、対応が遅れたことによる責任分担が難しいため、もう少し分かりやすく記載した方が良い。

また、「連絡会」と「会議体」とは、別のものを想定しているのか。

【事業所管課】

「会議体」と「連絡会」は同じものを想定している。

現状、「会議体」の役割や意思決定の方法などについては、明確に記載が来ていない。ご指摘のとおり、市とPFI事業者が発意したものについて、どちらがイニシアチブを取るのか、何か問題が生じた場合にどちらが責任を取るのか、あるいは一方の都合により事業が実現しなかった場合にどちらが責任を持つのか、といったところは事業契約書において明文化する必要があると考えている。

【委員長】

ただいまの議論であるが、要求水準書P.99「図表27」に示されている「連絡会」では、協働で実施するか、あるいは市とPFI事業者とで分担しながら業務を行うかについての方針を決めるといった趣旨が示されている。

一方、「会議体」について、恐らく広義には「連絡会」は「会議体」に含まれると考えられる。

そのうえで、この「連絡会」は個別に実施するのか、あるいは定期的に行われる「会議体」の中に含めて実施していくのかなど、どのような時に「連絡会」を実施するのかが明確になっていない、というご指摘であると考えている。

【事業所管課】

「会議体」については、実施頻度は示しているが「会議体」で何をどのように決めるのか、といったところが示されていないため「会議体」と「連絡会」の書き分けについて明確化するように、というご指摘として受け止めた。

ご指摘をふまえて「図表27」に示している内容をP.100以降の「8.1.5.実施体制」にも追記するよう修正する。

【委員長】

「連絡会」については、その名称の割に、役割としては「方針・プログラム等検討・決定」とあり、意思決定が求められることをふまえると、「連絡会」という表現自体に違和感がある。

加えて、「連絡会」は定期的実施する以外にも、企画提案のタイミングなどを捉えて実施する必要があると考えられるため、その内容についても示す必要があると考える。

【事業所管課】

「図表27」では「連絡会」という会議名称にしているが、方針やプログラムの検討や決定については「会議体」で実施することも考えられ、運営業務のなかで市とPFI事業者とで調整しながら実施していくことになるため、「会議体」の役割を少し補足したい。

【委員】

結局のところ、意思決定の過程や責任分担が明確に示されている方が分かりやすいと考える。

【事業所管課】

本事業の施設運営者については、PFI事業者だけでなく市側の運営者も多く、市とPFI事業者とで一体になって話し合いながら連携して実施していく、といったところが本事業のテーマでもあり、またポイントでもある。

このため、意思決定の方法として、「会議体」を実施しその中で決定していこうということであり、市とPFI事業のどちらかが何かを決定することについては、すべてしっかりと条件付けるといった話しではないものと考えている。

【委員長】

その点については理解をしている。当然、どのような業務になるか分からない要素があるなかで、細かい条件を示すには無理があると思うが、どのような形で意思決定がされていくのか、そのプロセスが分かるように示す必要があるのではないかと、ということである。

【事業所管課】

ご指摘をふまえて表現を検討する。

【委員】

2点あり、まず1点目であるが要求水準書P.98「8.1.2.施設全体における運營業務の全体像 図表26」に図書館業務が示されている。本事業には「つながる学び舎」という基本コンセプトがあり、さらには「ランドマークとしての役割」というものがあるなかで、ランドマークとは、ただそこに大きくて目立つ建物があるということではなく、文化がそこにあり、その文化を市民が学び感じられることで地域に愛着を持つようになり、その地域のアイデンティティや新しい在り方を創出するなどの役割が求められることなのだと考える。

実際に世界の図書館先進国の事例を参考にし、そのような視点で文化や歴史を考えてみても、各地域資料のコレクションをしっかりと作り、それを通じてサービスを提供し、交流が生まれていく中で文化を感じられ、そこで学びが始まるということに繋がっている。

これをふまえ、本事業における市立図書館は5,000平方メートルもあり、地域の拠点を担う必要があるなかで、地域資料の収集やコレクションの管理といった業務は、どのような役割分担に含まれるのか。

例えば、「図表26」に「選書・レファレンス等の司書業務等」とあるが、この「等」に含まれるということか。

【事業所管課】

地域資料の収集・管理については、図書館の本来業務の1つとして重要なものと考えている。

ご指摘のとおり、地域資料の収集については「等」の部分に含め、図書館のメイン業務に位置付けており、資料自体はPFI事業者や区民活動支援センターなどと一緒に連携しながら地域への開放や活用をしていきたいが、資料収集の部分については図書館の本来業務として考えている。

【委員】

承知した。ただ、民間事業者は要求水準書を見て提案を考えるため、現状ではその考え方がうまく伝わらないのではないかと。文化や歴史といった図書館のメイン業務に、PFI事業者はどこまで関わりを持って良いのか分からず提案が難しいと考える。地域資料の収集や管理については非常に大きな話しであるため、「等」に含めるのではなく、明示的に別出しとした方がよい。

なぜなら、設計時に地域資料のセクションをコンパクトにしすぎてしまうことで、今後の取り回しが難しくなることが考えられるため、地域資料に関連する内容は重要な点として明示的にしておいた方がよいということである。

もう1点、従来においても市立図書館として学校図書館との連携・支援は行っていると思うが、本事業は複合施設としてより綿密に学校図書館とどのように関わり連携していくか、という点が非常に重要な業務になると考えられる。

これをふまえ、司書の業務のレベルも1段階上げて積極的に連携していかないといけないなか、「図表26」に主題として示されていないため、これも明示的に別出しした方がよいと考える。

【事業所管課】

要求水準書に主題として書き込めてないという点はご指摘のとおりである。

運営の方針として、現状で学校図書館の司書は1名しか配置がないため、日常的に市立図書館の方から学校図書館の支援や、実際に学校の授業でも市立図書館を使用することなどが出来ると考えている。

また、アイデアベースではあるが、複合施設には区民活動支援センターもあるため、例えば、区民の方に先生になっていただき、地域資料の講義などが学校の授業や放課後に出来れば良いと考えている。

この連携の部分については、地域資料の収集・管理と共に力を入れたい業務の1つでもあるため、ご指摘をふまえて表現方法を検討する。

【委員】

図書館へのご意見とも関連し、施設を複合化することで鶴見図書館の面積が3倍以上に増加している。これを見ると非常に図書館に力を入れている印象を受けたが実際にはどうか。

【事業所管課】

横浜市全体で図書館の機能強化を1つ方針として打ち出している。鶴見図書館については、ちょうど機能強化を打ち出した時期に再整備することもあり、特に強く打ち出したところである。横浜市には、中央図書館のほか17館の市立図書館があり、各区に1館ずつあるが、まちづくりの時期を捉えながら、1館あたりを少し大きくしたいということで中期図書館構想を立てている。

実際に、鶴見図書館の他にどの図書館を再整備するかについては、まだまだ検討段階ではあるが、今回、鶴見という交通の便も良いところに少し大きな図書館を配置することで、場合によっては地域の他の図書館をご利用されている方も、鶴見図書館を利用される機会が増えることを想定し、中核的な図書館として位置付けている。

【委員】

ただいまの議論からは少し外れるが、例えば、ニューヨークの公共図書館は観光客が多く訪れると思うが、今回は観光客の誘致といったことまで考えているのか。

【事業所管課】

例えば、ランドマークとしての役割という意味でも、観光のシーンになれば良いと考えてはいるが、図書館自体は観光のための図書館ではなく、地域のための図書館として地域密着型の図書館であり、ニーズとしては区民の方をメインに据えている。

【委員】

2点あり、まず1点目であるが豊岡小学校は大変伝統のある学校であると認識したところである。

これをふまえ、例えば、正門の部分など建替え後においても伝統を残して引継ぎたいものがあるかと考えるが、この部分は残して引き継ぐ、といった条件が要求水準書等には示されているか。

【事業所管課】

要求水準書別紙13に示している。例えば、歴史のある正門や壁面の校章、二宮金次郎像などについては残置することを想定している。

【委員】

2点目として、先ほども議論があった運營業務の役割分担における「横断的運營業務」に関するリスク分担の確認であるが、横断的運營業務から発生するリスクとしてはどのようなリスクが考えられるのか、また、実施方針P.32「別紙1 想定されるリスクと責任分担」のなかでは、そのリスクに対して分担がされているのか。

【事業所管課】

例えば、イベントを想定した場合に、イベント等の苦情といったトラブルはリスクとして想定しており、実施方針のリスク分担のなかでは、P F I 事業の業務範囲に関するものはP F I 事業者、それ以外については市が分担することとしている。

【委員】

イベントを実施したことについてのリスクと言えは苦情だと考えるが、イベントを実施しない事へのリスクについてはどうか。

例えば、連携・協働を狙ったものの、市もP F I 事業者も主体的に動かずイベントを実施しない場合などのリスクについては、リスク分担ではなく、役割分担の項目で分担をしているということか。

先ほど「連絡会」に関する議論があったが、「連絡会」の運営がうまくいかずにイベント等が実施できないといった事態にならないよう、対策が必要だと考える。

続いて、本施設の需要に関するものとして、実施方針P.34「別紙1 想定されるリスクと責任分担 4.維持管理・運営段階」の14番については、全面的に市の負担となっているが、役割分担や責任範囲の関係をふまえ、全面的に市の負担とすることが適切であるかについて検討をお願いしたい。

【事業所管課】

イベント等を実施しないリスクについては、これまで民間事業者とのグループ対話を行う機会があり、その対話の中で色々と連携の提案をしても市の担当者にその気が無く実施できないことが多々ある、といったご意見をいただいた。

これをふまえ、要求水準書に定める「横断的運営業務」の連携・協働・共創推進業務というのは、市としてもその役割があるんだということを明確にする必要があると考えている。我々も行政部署ということで、現在本事業に携わっている担当者が施設のオープン時まで継続して業務に携われる訳ではないため、市側の姿勢として、また、現在の思想や検討内容が施設のオープン時にもしっかり引き継がれるように、といった庁内へのメッセージも含めて、役割分担については市とP F I 事業者の双方に分担している。

【委員】

役割分担として、市とP F I 事業者の双方で実施するという事で理解した。

そして、そのように双方が鋭意努力したにも関わらず、施設に関する需要が十分に喚起されなかった場合には、それは市が負担するリスクであるということで、現状のリスク分担になっているということか。

【事業所管課】

ご理解のとおりである。

【委員長】

イベント等の実施の実行性については、実際に提案審査における民間事業者へのヒアリングの際に、事業者としてどのように考えているかについて、本委員会が質問することは可能である。そこで答えていただいた内容については、相応の責任が伴うものであるため、本委員会がヒアリングのなかで質問し、その答えを評価に反映させることも、ひとつの手段であると考えます。

【委員】

要求水準書別紙 27 について、まず、「市民利用施設ゾーン」の「飲食可能スペース」と「駐車場」については独立採算業務であるため、民間事業者の提案によるが、駐車場に関しては、単純に提案によることとしてしまうと、民間事業者の都合でこの時間しかオープンしない、といった提案が出てくる可能性もあり、市民利用施設の開所時間に車で来た方が駐車できない、といった苦情が想定される。

これをふまえて、駐車場は市民利用施設の利用・開所時間に合わせる形でオープンしたうえで、それ以外の夜間については民間事業者の提案に任せる、とした方が良いのではないかと。

また、「小学校ゾーン／保育所ゾーン」の「放課後キッズクラブ」については、日・祝日は開館しないこととしているなか、※部分の記載では「土曜日を除く学校休業日：8：00～19：00」と示されているが、これはどのような意味か。

【事業所管課】

放課後キッズクラブに関しては、日・祝日は閉所となっている。

【委員】

それでは、土曜日を除く学校休業日とは何を指しているのか。日・祝日は閉所するのであれば、そのように記載しないと分からないのではないかと。

【事業所管課】

夏休み期間は土曜日も開所しているため、このような表現としているが、ご指摘をふまえて修正する。

【委員】

つまり、学校休業日のうち平日は8：00～19：00、土曜日は8：30～19：00は開所する、ということであるか。

【事業所管課】

ご指摘のとおりである。

【委員長】

それでは、現状の記載では齟齬があり、分かりにくい表現となっているため修正

をお願いします。

【委員】

このほか、休館日については、「市民利用施設ゾーン」は施設点検日の月1回、図書特別整理として年3回、あとは年末年始の期間が示されているが、「小学校ゾーン／保育所ゾーン」は施設点検日、図書特別整理は該当しない。

このため、「小学校ゾーン／保育所ゾーン」については、施設点検日と図書特別整理の欄は削除し、年末年始の欄のみ記載し、「小学校」と「日本語教室」の年末年始の欄は該当なし、とした方が分かりやすいと考える。

【事業所管課】

ご指摘のとおり修正する。

【委員】

本事業のベースには横浜市の学校施設整備の基本的な前提があったうえで、実施方針や要求水準書が示されていると考えるが、施設の複合化によって学校と他の施設があることで、子どもたちの教育機会をしっかりと増やしてるかどうか、それが学校と他施設が複合化するために重要な部分である。

また、地域との関わりについても、地域の負担が無く施設を管理できる体制が望ましいが、地域の方達が学校と関わろうとした時に学校と地域との共創関係が作られるとすると、その関与の仕方をどのように考えていくのか、ということも大切である。

これをふまえ、地域にとっての学校、あるいは子ども達の学ぶ機会を増やしていくために複合化のメリットを生かしていく、といった観点はどこに示されているのか。

【事業所管課】

要求水準書別紙3に、施設の連携による相乗効果を示しており、横浜市が本事業でどのような効果を期待しているかについて事例を挙げている。

ご指摘のとおり、施設の複合化にあたって各施設の機能を重ねて連携することによる教育環境の向上については、しっかりと図っていきたいと考えている。

例えば、図書館に子ども同士のコミュニケーションや共同活動ができる施設を設け、多様な能力が育まれる場とすることや、地域との関連性であれば、地域で活躍するボランティアの方々が小学校の授業や体験講座のような取組のなかで、小学生のうちから地域活動を知り、地域に愛着を持っていただけるような機会を創出する、といったことについて要求水準書で示している。

【委員】

そういった理念を施設としてどう提案するかについては、要求水準書をよく読み込んで提案が必要である、といったことか。

【事業所管課】

ご理解のとおりである。例えば、要求水準書 P. 41 「2. 4. 3. 市民利用施設ゾーン」の要求水準では、想定諸室や想定規模を示しているなかで、子ども向けの学習スペースや、子どもの居場所となる子どもリビングなどを想定して 300 平方メートル程度、地域交流といった観点では、多世代交流ゾーンとして区民活動支援センターと合わせる形で多目的スペースやラウンジを設け、ラーニングコモンズでは大学生が子どもと隣り合わせで活動するなど、施設として期待している効果を想定しながら要求水準を設定しているため、まずは要求水準書を読み込んでいただきたいと考えている。

【委員】

承知した。このほか、現状のグラウンドの位置に新しい建物を建てることのメリットについては、これまでの市の経験をふまえて検討したものと考えるが、施設建設中のグラウンドの確保などといった在校生の子ども達への配慮については、当然考えているということによろしいか。

【事業所管課】

今回、できるだけ建設期間を短くしようと検討した。仮設校舎を建てるとなると、どうしても 4 階建て程度の仮設校舎が必要となり、仮設校舎を建てる分の工期もかかってしまうため、現状のグラウンドに新しく建てることとした。

また、グラウンドが使用できない期間中については、地域の方々のご協力もあり、近隣の佃野公園という公園にある砂のグラウンドを体育の時間で使わせていただくことについて、ご了承をいただいているところである。

【委員長】

全体的な話であるが、要求水準書 P. 17 「基本コンセプト」における「(2) 複合施設の基本的な考え方」のなかで、ランドマークとしての役割が示されている。先の議論のなかでも施設の内容が大事である、といったご意見をいただいたところであるが、要求水準書では「魅力的な外観計画とする」と示されているなかで、このランドマークとしての役割に関して、実施方針又は要求水準書に反映させている条件があるか。

【事業所管課】

要求水準書 P. 26 「2. 3. 5. 外観計画」に、学校・図書館等の機能が融合・連携する複合施設として、また、鶴見駅周辺の新たなランドマークに相応しい施設としてデザインすることや、周辺地域へ賑わいが広がるよう、豊岡通りに面したデザインに配慮すること、などといった考え方を示している。

【委員長】

それは理解しているが、そもそも「ランドマーク」とは、どのようなイメージで

用いているのか。人によって価値観が違いただろうとは思いますが、私自身の感覚からすると、建物の在りようは学ぶ上で重要であり、学習効果が高まる建物の設計があると考え。せつかく学校を建て替えるのであれば、単なる高くて目立つ機能的な四角い建物であれば良いといった話しではなく、例えば、子ども達が学校を卒業してから学校生活を振り返った時に、この学校で私たちは学んだのだという思いがよぎるような、そのような建物であることが大切であろうということである。

そのような意味では、一見無駄にも見える空間があるといったことも、様々な事を学ぶうえではポイントであろうと考えるが、そのような要素が読み取れる作りとなっているか。

「魅力的な外観計画」と言っても、何を持って魅力的であるとしているのか分からず、そういったことに関する要求水準が見受けられなかったため、「ランドマーク」とは何か、といったことが分かりづらいつと感じる。

もう1点、実施方針や要求水準書の中に記載が出てくる「ゾーン」という表現が非常に分かりづらい。

例えば、要求水準書では「親子ゾーン」や「賑わいゾーン」といった表現がされており、これは建物のスペースだけを指しているのではなく、機能を複合的なイメージで捉えている一方、実施方針P.26「図表8」では、「小学校ゾーン」や「保育所ゾーン」という表現がされ、これは空間に関する話しであると読み取れる。

このように、「ゾーン」という言葉に様々な意味があつて分かりづらいため、表現方法の検討をお願いしたい。

また、実施方針と要求水準書に関連し、小学校の主な導入機能として「教室、特別教室、多目的室、管理諸室、給食室等」と示されているが、学校図書館は「等」に含まれるのか、あるいは「特別教室」に含まれるのか。

【事業所管課】

特別教室のなかに学校図書館も含まれる。

【委員長】

学校図書館が特別教室のなかに含まれるといった表現の仕方は、一般的な解釈であるか。

【委員】

学校図書館が特別教室というのは、厳密に言うと少し異なるかもしれない。

特別教室とは、ある教科のための教室であつて、学校図書館は教科によらず学問のために児童が広く利用するものである。

ただ、児童が普通教室から出て学びや活動を行う場所、という大きな枠で捉えれば、特別教室に含まれるという解釈も間違いではないと考える。

【委員長】

承知した。それでは、「特別教室」あるいは「等」に含めるといった考え方があ

りつつも、そうではない考え方も出来るといった見方をふまえ、明示的にすることを目的に、学校図書館を別に記載した方が分かりやすいと考える。

【事業所管課】

法律的な用語の定義が分からない部分はあるが、表現の分かりやすさという観点では、小学校の主な導入機能として学校図書館があることについて明示した方が良いと考えるため、表現内容を検討する。

【委員】

今、図書館というのは読書の場所ということだけでなく、メディアセンターや、ラーニングコモンズのような学習の場でもある。

本事業では、複合施設としての学習の場として図書館があるため、学校がどのような教育・学習活性化を目指すのかということに対し、設計に反映される方が良いと考える。

これをふまえ、市の期待感に対して積極的に提案して欲しいといったメッセージが伝わるような表現と出来るように検討をお願いしたい。

また、要求水準書では、例えば、「シャワー付きトイレとすること」や、「給食室は1階」などといった限定した記載が見受けられる。給食室については、1階にはもっと地域と関わりの深い機能の配置を重要視するとすれば、むしろ最上階に給食室を設けて、エレベーターで材料を運ぶ計画もあり得るのではないかと考える。

提案内容の良し悪しは、提案された内容の全体を見て評価すれば良いため、どこまで条件を限定的に示すかについては、検討をお願いしたい。

【委員】

このほか、要求水準書P.107の図番表記については、実情をふまえて「表」又は「図表」に修正した方が良い。

【事業所管課】

ご指摘をふまえて修正する。

【委員長】

それでは、ご意見も出揃ったところで本日の議題である実施方針の検討について審議とする。表現の仕方として分かりやすく修正が必要であるというご意見が色々あったかと思うが、これまでご発言をいただけていない内容で、何かご意見があればお願いしたい。

(委員一同、意見なし)

【委員長】

それでは、実施方針については、本日いただいたご意見の反映と表現の修正部分

	<p>を私と事務局とで確認させていただくとし、原案了承ということでよろしいか。</p> <p>(委員一同、了承)</p> <p>それでは、実施方針については原案了承ということで進める。</p> <p>このほか、要求水準書等については、本日いただいたご意見をふまえ、分かりづらい表現や誤解を招く表現部分を適宜修正したうえで、次回の委員会にて審議することとする。</p> <p>最後に追加のご意見があるか。</p> <p>(委員一同、意見なし)</p> <p>それでは、本日の審議はここまでとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
議 事 資 料	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業概要説明資料 (2) 補足資料 1、2 (3) 【概要版】実施方針 (案) (4) 【概要版】(素案) (5) 【概要版】モニタリング基本計画書 (素案) (6) 実施方針 (案) (7) 要求水準書 (素案) (8) 要求水準書 (素案) 別紙集 (9) モニタリング基本計画書 (素案) (10) 参考資料集